

政令第三百三十六号

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

理由

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。